平成２４年（フ）第２８２号
東京都大田区大森南１丁目10―２―303
債務者　北浦　　守
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２８３号
東京都世田谷区宮坂１丁目46―５―203
債務者　窪田　哲也
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８４号
沖縄県沖縄市上地１丁目16番22号
債務者　仲井間理恵
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第３１３号
沖縄県中頭郡北谷町字美浜14番地１　県営美浜高層住宅１―804
債務者　翁長　正子
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第３２１号
沖縄県沖縄市大里２丁目25番54号　仲宗根アパート202
債務者　山川　恵美
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第３２１９号
横浜市鶴見区平安町２丁目４番地の７
債務者　平野　和正
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３７６号
横浜市鶴見区北寺尾５丁目６番17―301号
債務者　川井　伸子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４５７号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン２―７号棟102号
債務者　飯田眞喜男
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７５号
岡山市北区青江４丁目20番35号　サンハイム青江132号室、旧住所岡山市中区国富749番地６
債務者　福島　浩貴
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８２２号
岡山市北区西辛川525番地１　シャーメゾン21　Ｂ棟101号
債務者　阿部　敏志
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５６２号
東京都八王子市東中野40番地３ウエストコーポ201号
債務者　脇濱　秀雄
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５７号
島根県益田市喜阿弥町イ844番地内２
債務者　大賀　　清
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月22日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第１６０８号
東京都町田市高ヶ坂830番地高ヶ坂第２アパート２―407
債務者　鈴木　昭子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６６号
石川県鹿島郡中能登町二宮１部４番地13
債務者　八崎　秀紀
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前11時50分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第６８号
石川県七尾市矢田町24号白土６番地60
債務者　近藤　勝宏
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後０時
金沢地方裁判所七尾支部